

件名

農林中央金庫法施行規則第一百十二条第六号等の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件

金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）
農林水産省 第百十二条第六号及び第百十二条第四号の

規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、平成二十四年三月三十一日から適用する。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

金融庁長官 畑中龍太郎

（報酬等に関する開示事項）

第一条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百十二条第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 対象役員（農林中央金庫の役員（農林中央金庫の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象職員等（農林中央金庫の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、農林中央金庫から高額

の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、農林中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

（子会社等を有する場合における報酬等に関する開示事項）

第二条 規則第百十三号第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする

。

- 一 対象役員及び対象職員等（農林中央金庫の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（規則第二百五十条第一項第八号に規定する連結子法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、農林中央金庫又はその主要な連結子法人等から高額報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）を受ける者）のうち、農林中央金庫及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- 二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項
- 四 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項